第100期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
連結注記表
個別注記表

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

藍澤證券株式会社

「業務の適正を確保するための体制」並びに「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.aizawa.co.jp/ir/library/general_meeting.html）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次の通り整備します。

１．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

①取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

②取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。

③取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。

④監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(2) コンプライアンス

①取締役・執行役員及び使用人は、当社の定める企業理念をはじめとする各種ポリシー、倫理規程等に則り業務を遂行する。

②コンプライアンス全体を統括するため、内部管理を担当する取締役１名を「内部管理統括責任者」として定めるとともに、各営業単位に「営業責任者」である部店長とは別にコンプライアンス本部に属する「内部管理責任者」を設置し、営業部門との間で内部牽制が働く仕組みとする。

③内部管理統括責任者は、毎年度コンプライアンス・プログラムを策定し、実施、確認を行いコンプライアンス体制の充実を図る。

④コンプライアンス上の問題が発生した場合の通報手段として「コンプライアンスホットライン」及び「証券ヘルプライン」を設け、その早期発見と適切な対応を行う。

⑤当社グループは、反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わないものとし、執行役員はそのために必要な体制整備を行う。

(3) 内部監査

社長直轄の監査部を設置する。監査部は、「内部監査規程」に基づき業務全般を監査し、内部統制を管理する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役・執行役員は、法令及び「情報セキュリティ規程」、「文書管理規程」等に基づき取締役会をはじめとする重要な会議等における職務執行記録を適正に記録し、保存管理するとともに取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態に置く。また、取締役は開示すべき情報の収集を迅速かつ網羅的に収集し、法令に従い適時適切に開示する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役・執行役員は、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク及びシステム・リスク等を中心とする当社の業務執行に係る様々なリスクを認識・評価しその把握と管理に努める。

(2) 取締役・執行役員は、リスク管理に関する規程の整備及び当社グループのリスク管理体制の整備し、リスク管理の実効性を高めることに努める。

(3) 取締役・執行役員は、定期的に開催される会議等において当社グループのリスク管理の整備状況及びリスク分析の状況に関する報告を行う。

(4) 取締役・執行役員は、自然災害、システム・ダウン等の有事におけるリスクに関する業務継続マネジメント（ＢＣＭ）を定めることによりリスク回避、被害の軽減、早期復旧を図る体制を構築する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役・執行役員は、中期経営計画をもとに毎期の予算を作成し業績目標の明確化を図る。

(2) 取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規程のほか、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。

5．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及びその子会社（併せて「当社グループ」と総称する。）を対象とする「関係会社管理規程」を定め、管理の所在等の明確化を図ることにより、当社グループとしての業務の適正性を確保するよう努める。

(2) 当社グループに係る戦略の立案、子会社に係る指導及びモニタリングその他の経営管理、財務運営及び連結決算に係る管理、財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに有効性評価に係る管理、業務運営に係る管理等を統括する。

(3) 当社が定める「倫理規程」「藍澤證券倫理綱領」及びコンプライアンスに関する諸規程を子会社に対しても適用し、子会社の役職員に対して、法令・定款の遵守を徹底することはもとより公正で高い倫理観を有することを求め、広く社会から信頼される経営体制を確保することに努める。

(4) 当社が定めるリスク管理に関する諸規程に基づき当社グループにおいて対象となるリスク及び管理の所在等を明確にすることにより、リスク管理の実効性を確保するよう努める。

(5)「関係会社管理規程」等に基づき、子会社に対し、子会社に関する重要事項を原則として事前に当社に対し報告することを義務付ける。

(6) 主要な子会社に取締役、監査役を派遣し、取締役は当該子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は当該子会社の業務執行状況を監査する。

(7) 財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制管理規程」を定め、財務報告に係る内部統制及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

6．監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助する使用人を指名することができる。

(2) 当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従うこととし、監査役以外の者からの指揮命令を受けないものとする。

(3) 当該使用人の任命及び異動は監査役の同意を必要とし、またその評価については監査役の意見を十分尊重する。

7．監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第３８８条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8．監査役への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制その他当社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1) 取締役は、監査役の出席する取締役会、経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の施行状況の報告を行う。また、監査役は定期的に代表取締役、内部監査部門及び会計監査人との協議の場を持つ。

(2) 当社グループの役職員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び違法・不正行為があることを発見したときは、直ちに当社の監査役又は監査役会に報告を行う。

(3) 当社は、当社グループの監査役又は監査役会へ報告を行なった当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1．内部統制システム全般

(1) 当社では、当社及びグループ会社の内部統制システムの実行性を高め、内部統制の目的を達成する為、毎事業年度、内部統制システムの構築・運用状況を確認するとともに、その見直しを実施しています。

(2) 当社グループの内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目的を効果的に達成すため、当社の監査部が監査計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しています。２０１９年度は ３８部支店に対し監査を実施しています。

(3) 財務報告に係る内部統制については、当社監査部が「内部統制管理規程」に従って当社グループの内部統制評価を実施しています。

２．コンプライアンス体制

(1) 全社員を対象とした倫理研修を実施するとともに、当社の経営理念や行動指針等をまとめた小冊子「ビジョン・ルール・マナー」を全社員に配布し、法令順守はもとより、倫理的に求められる行動、お客様本位の業務運営についても、周知・徹底を図っています。

(2) 当社は、コンプライアンスを担う内部管理責任者を各営業単位に配置したほか、コンプライアンス部内に営業部店統括課を設け営業店のコンプライアンス体制を指導・補完しております。また、コンプライアンス本部主催の研修を年２回行い、コンプライアンスの啓発を推進しております。

(3)「内部通報制度運営規程」、「自主申告制度に関する規程」において具体的な相談・通報仕組み、及び調査・是正措置に対する手順等を定め、問題の早期発見とその解決に努めています。
　また、イントラネット、ポスター等での通報制度の周知の他、通報者が不利な扱いを受けることを禁止する旨の内容を上記の規程の中に盛り込み、本制度が適切に機能する為の措置を取っています。

(4) 当社グループは、反社会的勢力との一切の関係遮断を基本方針とし、コンプライアンス部において関連情報の収集・蓄積及び厳格な管理を行うとともに弁護士や警察等と連携しながら反社会的勢力を排除する体制を構築しております。
　また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を経営の重要課題と位置づけ、リスク分析、「マネー・ローンダリング等防止ポリシー」の策定・公表、社員研修等を実施しその対応を図っております。

３．リスク管理体制

(1) リスク管理につきましては「リスク管理規程」に則り、「リスク管理委員会」が中心となり対応しています。２０１９年度は１２回開催し、各分野の所管部署が行ったコンプライアンス・情報セキュリティ・防災・お客様相談・業務システム・金融商品・資産管理等のテーマにつき、定期的なリスクの分析・評価を行いました。また、「リスク管理委員会」の審議内容については、随時、当社取締役会において報告、確認しています。

(2) 危機管理の基本方針として「業務継続マネジメント規程」「業務継続マネジメント要領」を定めております。当社グループは当該規定の主管部署である経営企画部の指揮のもと危機管理の内容に応じて対策本部を組織し、有事の際の危機管理体制を構築しております。

４．当社グループの経営管理

当社の子会社を含むグループの経営管理につきましては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行について、当社の「取締役会」又は取締役の決裁を受ける体制となっています。２０１９年度は、子会社に関する審議が２回なされました。

５．取締役の職務執行

(1) 取締役の職務の効率性を確保するための執行体制について、当社は、機動的に各事業・各機能戦略を実行すること、及び執行責任を明確にすることを目的として、取締役の業務分掌制度、執行役員制度を導入し、迅速で効率的な意思決定を図っています。業務の分担を受けた取締役及び執行役員が、毎月1回、「取締役会」において業務執行状況の報告を行っております。

(2) 取締役の職務に係る情報の保存、管理体制について、当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めに則り、適切に管理しています。

６．監査役の職務執行

(1) 監査役は、「取締役会」のほか「経営会議」「リスク管理委員会」等の重要な機関等の協議の場に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

(2) 監査役は、内部監査を担当する部門、外部監査人等と定期的に情報・意見を交換する場を設けることにより、監査の実効性を高めております。２０１９年度は、内部監査を担当する部門と４回、外部監査人と８回、それぞれ定期的に情報・意見を交換する場を設けております。

(3)「監査役会」の事務局を総務部と規定し、使用人１名の配置を可能として、監査役の業務が円滑に遂行できる体制にしています。

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

アイザワ・インベストメンツ株式会社、アイザワ４号投資事業有限責任組合

アイザワ４号投資事業有限責任組合を2019年８月30日付で設立したため、連結の範囲に含めております。

また、連結子会社でありましたアイザワ３号投資事業有限責任組合は、2019年12月４日付で清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

JAPAN SECURITIES INCORPORATED

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

２． 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

主要な会社等の名称

JAPAN SECURITIES INCORPORATED

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社（JAPAN SECURITIES INCORPORATED）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

３． 会計方針に関する事項

(1) トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

(2) トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング関連以外の有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

（その他有価証券）

① 時価のある有価証券

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② 時価のない有価証券

移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　２年～50年

器具・備品　２年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（主として５年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、主な償却期間は５年であります。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法（支給見込額基準）により算出した額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法（支給見込額基準）により算出した額を計上しております。

④ 株式給付引当金

「従業員向け株式交付規程」に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５第１項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用としております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

（ⅰ）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（ⅱ）数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生年度において一括費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

Ⅱ．連結貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産

科目	被担保債務（百万円）	担保資産（百万円）		
		投資有価証券	定期預金	計
短期借入金	1,195	3,686	408	4,094
金融機関借入金	1,145	3,438	408	3,846
証券金融会社借入金	50	248	―	248
信用取引借入金	391	2,754	―	2,754
計	1,586	6,441	408	6,849

（注）１．上記の表の金額は連結貸借対照表計上額によっております。

２．上記のほか、清算基金等の代用有価証券等として投資有価証券4,062百万円を差し入れております。

２．担保等として差入をした有価証券の時価等

信用取引貸証券	987百万円
信用取引借入金の本担保証券	330百万円
消費貸借契約により貸付けた有価証券	1,169百万円

（注）「１．担保に供している資産」は除いております。

３．担保等として差入を受けた有価証券の時価等

信用取引借証券	397百万円
信用取引貸付金の本担保証券	10,537百万円
受入保証金等代用有価証券	28,173百万円

４．有形固定資産の減価償却累計額

建物	2,857百万円
器具備品	552百万円
賃貸不動産	0百万円
その他	4百万円
計	3,414百万円

Ⅲ．連結損益計算書に関する注記

１．減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失額
営業店	山口県	借地権	2百万円
遊休資産	山梨県	土地	0百万円
遊休資産	静岡県	土地	0百万円
合計			2百万円

営業店及び遊休資産については、将来キャッシュ・フローの減少見込及び地価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（２百万円）として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングの方法は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である管理会計制度上で定める営業店単位で行っております。なお、賃貸資産及び遊休資産等については、個別物件単位でグルーピングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額によっており、不動産鑑定評価基準に準じた方法により算出した評価額から、処分費用見込額等を控除して算定しております。

Ⅳ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	47,525千株	―千株	―千株	47,525千株

２．自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,600千株	594千株	60千株	5,135千株

（注）１．普通株式には、「従業員向けインセンティブ・プラン」の信託が保有する当社株式498千株が含まれております。

２．自己株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

2019年４月26日の取締役会決議による自己株式の取得　300千株

2020年２月28日の取締役会決議による自己株式の取得　294千株

単元未満株式の買取りによる増加　0千株

３．自己株式の減少の内訳は、次のとおりであります。

2019年７月22日の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分　59千株

「従業員向けインセンティブ・プラン」の信託における給付のための処分　1千株

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年５月21日取締役会	普通株式	643百万円	15.00円	2019年３月31日	2019年６月５日
2019年10月29日取締役会	普通株式	475百万円	11.00円	2019年９月30日	2019年12月２日

(注) 2019年10月29日開催の取締役会決議による配当金の総額には、「従業員向けインセンティブ・プラン」の信託が保有する当社株式に対する配当金５百万円が含まれております。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年５月20日取締役会	普通株式	471百万円	利益剰余金	11.00円	2020年３月31日	2020年６月５日

(注) 2020年５月20日開催の取締役会決議による配当金の総額には、「従業員向けインセンティブ・プラン」の信託が保有する当社株式に対する配当金５百万円が含まれております。

Ⅴ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	135 百万円
長期未払金	11 百万円
貸倒引当金限度超過額	26 百万円
投資有価証券評価損	385 百万円
固定資産減損損失	311 百万円
金融商品取引責任準備金	55 百万円
投資事業組合運用損	438 百万円
未払事業税	41 百万円
その他	162 百万円
税務上の繰越欠損金（注）２	34 百万円
繰延税金資産小計	1,603 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）２	△34 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,568 百万円
評価性引当額小計（注）１	△1,603 百万円
繰延税金資産合計	0 百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	1,730 百万円
退職給付に係る資産	188 百万円
買換資産土地圧縮積立金	62 百万円
その他	5 百万円
繰延税金負債合計	1,987 百万円
繰延税金負債の純額	1,986 百万円

(注) １．評価性引当額が前連結会計年度より104百万円減少しております。この増減の主な内容は、当社において投資有価証券評価損に係る評価性引当金が177百万円増加し、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金が248百万円減少したことによるものであります。

2．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額　　（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	―	―	―	―	―	34	34
評価性引当額	―	―	―	―	―	△34	△34
繰延税金資産	―	―	―	―	―	―	―

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主たる事業は、有価証券の売買及びその取次ぎ、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等の業務を中核とする第一種金融商品取引業であります。これらの事業を行うため、当社グループでは主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金によるほか、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務等を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令等に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託、顧客の資金運用ニーズに対応するための信用取引貸付金、自己の計算に基づき保有する商品有価証券や投資有価証券等のほか、顧客の資金運用に伴い受入れた預り金や受入保証金等があります。

預金は預入先の信用リスクに、信用取引貸付金は顧客の資金運用ニーズに対応するための6ヶ月以内の短期貸付金で、顧客の信用リスクに晒されています。顧客分別金信託は、金融商品取引法により当社の固有の財産と分別され信託銀行に信託されておりますが、その信託財産は信託法により保全されております。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するための取引等のトレーディング業務のため保有しているもの、純投資目的、政策投資目的並びに事業推進目的で保有しているものがあります。これらはそれぞれの発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループが保有する預金は、預入先を大手都市銀行などの信用力の高い金融機関を中心に預け入れることとし、それ以外の場合は原則として国の預金保護の対象となる決済性預金に預け入れることを基本的な方針としています。

信用取引貸付金については、顧客管理に関する規程等の社内規程に基づき、当初貸付金額及びその後のマーケットの変動に応じて相当額の担保を顧客より受入れることとし、日々与信管理を行う体制を整備しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、保有する有価証券等に、株価、金利、外国為替相場等の市場全体に共通の要素の変動によって発生し得る損失の危険や、その他の理由によって発生し得る損失の危険をいいます。当社グループでは、市場リスクはあらかじめ定めた限度額の範囲内（市場リスク枠）に収めることで管理を行っております。

当該市場リスク枠は、取締役会において決定し、市場の変動や財務の健全性等を勘案して、市場リスク枠の見直しを行っております。

更に市場リスク額を日々計測し、管理を適切に行うとともに、その結果を毎日内部管理統括責任者へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注２)を参照ください。)

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金・預金	15,635	15,635	―
（２）預託金	22,089	22,089	―
（３）営業投資有価証券	71	71	―
（４）商品有価証券等	996	996	―
（５）信用取引貸付金	13,418	13,418	―
（６）信用取引借証券担保金	415	415	―
（７）投資有価証券	20,079	20,079	―
資産　計	72,708	72,708	―
（１）商品有価証券等	90	90	―
（２）信用取引借入金	391	391	―
（３）信用取引貸証券受入金	974	974	―
（４）有価証券担保借入金	1,218	1,218	―
（５）預り金	18,395	18,395	―
（６）受入保証金	5,770	5,770	―
（７）短期借入金	3,795	3,795	―
負債　計	30,636	30,636	―
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	(1)	(1)	
デリバティブ取引　計	(1)	(1)	

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で表示しております。

（注１） 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 預託金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業投資有価証券、(4) 商品有価証券等、(7) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

(5) 信用取引貸付金、(6) 信用取引借証券担保金

これらは変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 商品有価証券等

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(2) 信用取引借入金、(3) 信用取引貸証券受入金、(7) 短期借入金

これらは変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券担保借入金、(5) 預り金、(6) 受入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,433百万円
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	2,360百万円
合計	4,794百万円

※上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

Ⅷ. 追加情報

信託を用いた従業員向けインセンティブ・プラン

当社は、2019年７月22日より、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

（１）本制度の目的及び概要

当社従業員（以下、「従業員」といいます。）の当社業績や当社株式価値への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、本制度を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として本信託を設定し、本信託を通じて当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して、当社取締役会が定める「従業員向け株式交付規程」に従い、従業員の役職や勤続年数に応じて、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。本信託により取得する取得資金は、全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

（２）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、331百万円及び498千株であります。

（３）総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

Ⅸ. １株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　　1,182円85銭

２．１株当たり当期純利益　　22円３銭

X．重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2020年２月28日開催の取締役会において、会社法第459条第１項の規定に基づき自己株式取得に係る事項を決議し、取得を実施いたしました。

１．自己株式取得に関する取締役会の決議内容
（１）自己株式の取得を行う理由
資本効率の向上と株主還元の充実を図り、機動的な資本政策を遂行するため。
（２）取得に係る事項の内容
①取得対象株式の種類　当社普通株式
②取得し得る株式の総数　2,500,000株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合5.9％）
③株式の取得価額の総額　2,500百万円（上限）
④取得期間　2020年３月２日から2021年２月26日
⑤取得方法　東京証券取引所における市場買付

２．自己株式取得の実施内容
（１）取得対象株式の種類　当社普通株式
（２）取得した株式の総数　179,700株
（３）株式の取得価額の総額　126百万円
（４）取得期間　2020年４月１日から2020年５月15日
（５）取得方法　東京証券取引所における市場買付

なお、上記取締役会決議に基づき2020年５月15日までに取得した自己株式の累計は以下の通りです。
（１）取得した株式の総数　474,100株
（２）取得した取得価額の総額　315百万円

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項

１．トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

２．トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング関連以外の有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

(1) その他有価証券

（時価のある有価証券）

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

（時価のない有価証券）

移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

３．固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　２年～50年

器具・備品　２年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（主として５年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、主な償却期間は５年であります。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法（支給見込額基準）により算出した額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法（支給見込額基準）により算出した額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生年度において一括費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 株式給付引当金

「従業員向け株式交付規程」に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

６．特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５第１項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

７．その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用としております。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を前払年金費用に計上しております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産

科目	被担保債務（百万円）	担保資産（百万円）		
		投資有価証券	定期預金	計
短期借入金	1,195	3,686	408	4,094
金融機関借入金	1,145	3,438	408	3,846
証券金融会社借入金	50	248	―	248
信用取引借入金	391	2,754	―	2,754
計	1,586	6,441	408	6,849

（注）１．上記の表の金額は貸借対照表計上額によっております。
２．上記のほか、清算基金等の代用有価証券等として投資有価証券4,062百万円を差入れております。

２．担保等として差入をした有価証券の時価等

信用取引貸証券	987百万円
信用取引借入金の本担保証券	330百万円
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	1,169百万円

（注）「１．担保に供している資産」は除いております。

３．担保等として差入を受けた有価証券の時価等

信用取引借証券	397百万円
信用取引貸付金の本担保証券	10,537百万円
受入保証金等代用有価証券	28,173百万円

４．有形固定資産の減価償却累計額

建物	2,533百万円
器具備品	530百万円
その他	4百万円
計	3,069百万円

５．関係会社に対する金銭債権債務

(1) 短期金銭債権	―百万円
(2) 短期金銭債務	3百万円
(3) 長期金銭債権	1,034百万円
(4) 長期金銭債務	0百万円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

１．減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失額
営業店	山口県	借地権	2百万円
遊休資産	山梨県	土地	0百万円
遊休資産	静岡県	土地	0百万円
合計			2百万円

営業店及び遊休資産については、将来キャッシュ・フローの減少見込及び地価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（２百万円）として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングの方法は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である管理会計制度上で定める営業店単位で行っております。なお、賃貸資産及び遊休資産等については、個別物件単位でグルーピングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額によっており、不動産鑑定評価基準に準じた方法により算出した評価額から、処分費用見込額等を控除して算定しております。

２．関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

① 営業収益　―百万円

② 営業費用　138百万円

(2) 営業取引以外の取引高

① 営業外収益　1百万円

② 営業外費用　―百万円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,600千株	594千株	60千株	5,135千株

（注）１．普通株式には、「従業員向けインセンティブ・プラン」の信託が保有する当社株式498千株が含まれております。

２．自己株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

2019年４月26日の取締役会決議による自己株式の取得　300千株

2020年２月28日の取締役会決議による自己株式の取得　294千株

単元未満株式の買取りによる増加　０千株

３．自己株式の減少の内訳は、次のとおりであります。

2019年７月22日の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分　59千株

「従業員向けインセンティブ・プラン」の信託における給付のための処分　１千株

Ⅴ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
賞与引当金	135 百万円
長期未払金	11 百万円
貸倒引当金限度超過額	26 百万円
投資有価証券評価損	376 百万円
固定資産減損損失	292 百万円
金融商品取引責任準備金	55 百万円
投資事業組合運用損	318 百万円
未払事業税	41 百万円
その他	162 百万円
税務上の繰越欠損金	34 百万円
繰延税金資産小計	1,455 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△34 百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△1,420 百万円
評価性引当額小計	△1,455 百万円
繰延税金資産合計	― 百万円
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	1,731 百万円
前払年金費用	259 百万円
買換資産土地圧縮積立金	62 百万円
その他	5 百万円
繰延税金負債合計	2,058 百万円
繰延税金負債の純額	2,058 百万円

Ⅵ．関連当事者との取引に関する注記

1．子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	アイザワ・インベストメンツ（株）	所有直　接 100.0	資金の貸付等	資金の貸付（注） 受取利息（注）	1,000 0	関係会社長期貸付金	1,000

（注）資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

２．役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	藍澤　基彌	被所有直　接 5.15	当社相談役	相談役報酬の支払	13	―	―

（注）当社の代表取締役を経験しており、長年にわたる経営の経験に基づき経営陣への様々な助言を行う目的から相談役を委嘱しております。報酬額については、委託する業務の内容等を勘案し決定しております。

Ⅶ. 追加情報

「連結注記表　Ⅷ. 追加情報」に記載しているため、注記を省略しております。

Ⅷ. １株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　　1,175円40銭

２．１株当たり当期純利益　　21円60銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表　Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。